

2017年12月19日

国連人権理事会 UPR 対日審査 (2017年11月14日)
に関する国連人権高等弁務官宛て公開書簡 (邦訳)

国連人権高等弁務官 (UNHCHR)

ゼイド・ビン・ラーアッド・アル・フセイン殿下

(「写」: 国連人権高等弁務官事務所 UPR 部門責任者 ジャンニ・マガツツエーニ様)

拝啓

われわれは、殿下がこの数十年間にわたって、国際人権問題の分野において果たされた輝かしい業績に対し、深甚な敬意を表するものであります。特に、2003年の国際刑事裁判所 (ICC-CPI) の設立に対して果たされた並外れたご貢献を高く評価いたしております。

しかしながら、われわれは、国連人権高等弁務官事務所 (OHCHR) がまとめた今年9月4日付けのUPR (普遍的・定期的レビュー) 対日審査に向けた報告書「日本に関する編纂」(“Compilation on Japan”) に対しましては、非常に大きな不満を抱いております。その報告書の第32パラグラフにおいて、第2次世界大戦における慰安婦問題に関して、拷問禁止委員会 (CAT) と女子差別撤廃委員会 (CEDAW) の報告を引用する形で、「性奴隷慣行」、「性奴隷犯罪」、「犯人を訴追し処罰せよ」、もしくは「それらの責任者に法の正義をもたらせ」などの用語が使われています。

しかし、国連人権高等弁務官事務所の当該報告書は、それらとは反対の意見には全く言及しておりません。例えば、日本の外務省総合政策局人権人道課の山中修課長は、2014年7月15日、ジュネーブの自由権規約委員会 (CCPR) の会合において、「性奴隷慣行」という表現は、全く適切性を欠くと明確に証言いたしました。さらに、2016年2月16日、女子差別撤廃委員会 (CEDAW) の対日審査において、外務省の杉山晋輔外務審議官 (現・外務次官) は、慰安婦問題について、なぜ多くの誤った考えが罷り通っているのかについて説明した後、「強制連行」、「性奴隷」、「慰安婦の数20万人」という表現は、全く根拠がないと明確に述べました。杉山外務審議官は、吉田清治という作家と日本の大手新聞社の一つである朝日新聞が、慰安婦問題について、何十年間にもわたって誤った考えを流布してきたと指摘しました。杉山外務審議官は、朝日新聞は、2014年8月、同社が吉田清治の書いた本『私の犯罪』(1983年)に基づいて、長年にわたり、慰安婦問題について、繰り返し誤った報道をしてきたことを認め謝罪したと述べました。また、同外務審議官は、2015年12月28日の韓国政府と日本政府の間の合意にしたがって、慰安婦問題は、最終的かつ不可逆的に解決されたと述べました。

パリのユネスコの「世界の記憶」(MoW、世界記憶遺産) の登録においては、現在、慰安婦問題について、2つの異なった申請が対立しています。一方は、性奴隷説に基づく「慰安

婦の声」であり、もう一方は、慰安婦は「軍専用の公娼制度」に参加したものに過ぎないとする考え方の「慰安婦と日本軍の規律に関する文書」です。「世界の記憶」の国際諮問委員会（IAC）は、2017年10月16日のユネスコ執行委員会の決定にしたがい、ユネスコ事務局長に対して、2つの申請者とその関係者の間の対話を促すよう、10月30日に勧告しました。これは、すべての関連する文書を、可能な限り包含し、できるだけ1つの共同提案としてまとめることにつなげようとの観点です。すなわち、ユネスコは、いまのところ、二つの提案のうちどちらか一方を採用するというようなことはしていません。われわれは、このユネスコの決定を歓迎し、2つのグループの間の対話が始まるのを楽しみにしています。

このように、慰安婦問題については、2つの異なった主張が存在しています。然るに、国連人権高等弁務官事務所は、9月4日付け報告書「日本に関する編纂」にみられる通り、一方の主張だけに基づいた文書を作成しました。もう一方の主張を完全に無視したわけです。われわれは、国連人権高等弁務官事務所は、UPRの事務局として、報告書を書く時には、中立性と公平性が求められていると了解いたしております。したがって、われわれは、国連人権高等弁務官事務所の公平性に大きな懸念を抱かざるを得ません。

「性奴隷」説は、元・慰安婦とされる人達の口頭証言に、完全に依存しています。しかしながら、いかなる証言も、反対尋問を含む何らかの他の手段による裏付けがなければなりません。日本を含む成熟した民主主義国においてさえ、裁判が容疑者の自白に頼り過ぎており、それは冤罪につながるという批判があります。多くの韓国人は、日本に対するパーセプションが良くないので、韓国の元・慰安婦たちは、安易に、日本政府の「責任」を問おうとする傾向があります。こうしたことから、われわれとしては、元・慰安婦の証言に信頼性があるとは思えないのです。

われわれとしては、「性奴隷」とか、「強制連行」とか、あるいは「人身売買」といった要素が、慰安婦制度に含まれているとは考えず、慰安婦問題は、むしろ、「軍専用の公娼制度」もしくは「戦時における公娼制度」であると理解いたしております。日本軍は、兵士によるレイプの防止や衛生管理の観点から、慰安婦制度を設け、管理していました。われわれは、日本の制度は、むしろ他の国の軍隊のこの種の慣行よりはるかに優れていたと理解しております。

「性奴隷」を示す文書は、日本政府が、1992年7月と1993年8月に発表した2度にわたる調査でも、また、アメリカ側が議会のために行った徹底的な調査においても、発見できませんでした。3千万ドルの経費と6年3カ月の歳月をかけて行われた「米議会に対するナチの戦争犯罪と大日本帝国政府の記録に関する政府間ワーキング・グループの最終報告書」（以下「IWG レポート」と略称）は、2007年4月に公表されました。彼らは、CIA（中央情報局）、FBI（連邦捜査局）、OSS（戦略事務局）、陸軍対スパイ部隊（CIC）やその他に保管されている日本政府の行動に関する機密文書合計14万2千ページを調査しました。しかしながら、日本政府が「性奴隷」を指導したとする文書は一つも見つかりませんでした。換言すれば、「IWG レポート」は、むしろ、慰安婦が、「軍専用の公娼制度」だったこ

との証明にほかなりません。第2次世界大戦中、日本、朝鮮、満州の大手新聞に、月額の報酬を示して慰安婦を公募した新聞広告が多数掲載されました。このように、慰安婦の募集は公明正大に行われたわけですが、これらを見ると、彼女たちの収入が非常に良かったことも分かります。アメリカ側の文書もこれを裏付けています。米陸軍は、ビルマのミートキーナの戦場で、1944年8月、慰安所で働く20人の朝鮮人女性を捕え、同年8月から9月にかけて尋問しました。当時、インド＝ビルマ戦域に展開していた米陸軍と行動を共にしていた戦時情報局(OWI)の心理戦チームが、この尋問を実施しました。その文書は、「OWIレポート No.49」(いわゆる「ミートキーナ尋問調書 1944」)といわれますが、そこでは、「慰安婦は単なる売春婦かもしくは日本軍と行動を共にする“移動売春婦”以外の何物でもない」と結論づけています。そして、同文書は、慰安婦たちの平均月収は、慰安所の主人に支払う額を除いた差し引いた手取りで750円であり、上等兵のそれ(10円)の75倍に上るとしております。

ところで、英国の市民グループ「ライ・ダイ・ハンのための正義」が、2017年9月12日に、ロンドンで設立されました。ライ・ダイ・ハンとは、ヴェトナム語で、「韓国人との混血」を意味します。多数のヴェトナム人女性が、ヴェトナム戦争でアメリカ軍と行動を共にした韓国人兵士たちによって、性的な搾取を受けました。おそらく何千、もしくはもっとずっと多くの数のライ・ダイ・ハンが、いま社会の陰でひっそりと暮らしています。ライ・ダイ・ハンの母親は、多くの場合、戦時中、韓国兵によってレイプされました。したがって、ライ・ダイ・ハンこそ、まさしく「性奴隷」の結果だと考えられます。すなわち、これは、「軍専用の公娼制度」である第2次世界大戦における日本の慰安婦とは、性格を全く異にいたします。

われわれは、NGO「国際キャリア支援協会」の名の下に、ジュネーブの国連人権理事会の定例会合において、すでに7回¹⁾にわたり、1996年の慰安婦に関する「クマラスワミ報告」の取り下げを要求して参りました。これを機会に、国連人権理事会が、われわれの要望にいつ適切に対処するのか知りたいと存じます。「クマラスワミ報告」は、低レベルの資料に基づいているため、事実関係の重大な誤りを多数含んでいます。そして、同報告もまた、吉田清治と朝日新聞によって弘められた誤りの物語に基づいております。同報告が国連関連の文書ということで、それらの重大な誤りが世界中に流布してしまっているというのが実情です。その結果、日本と日本国民の尊厳は、この20年間以上にわたって、計り知れないほど大きなダメージを被って参りました。2017年5月2日、われわれ46人の日本人学者は、殿下あての公開書簡でも、国連人権理事会が「クマラスワミ報告」を取り下げ、新たに慰安婦に関する公正な特別報告者を任命し、事実関係の誤りのない全く新しい報告書を作成するよう要望いたしました。もしそれをしないとしたら、国連人権理事

¹⁾ 第31回(2016年3月)の藤木俊一、第32回(2016年6月)の杉田水脈(現・衆議院議員)、第33回(2016年9月)の藤岡信勝教授、第34回(2017年3月)のトニー・マラーノ、第35回(2017年6月)の山下英次教授および藤井実彦、第36回(2017年9月)の藤木俊一。

会の公平性と不偏性には大きな疑問が付くことになるでしょう。これは、国連人権理事会の尊厳にかかわる問題ではないかと、われわれは考えます。

今回 11 月 14 日の UPR 対日審査で、中国、韓国、北朝鮮の 3 カ国だけが、慰安婦問題に言及いたしました。われわれは、これらの国々の日本に対する見方がかなり偏っていることに、国際社会の注意を喚起したいと存じます。われわれとしては、率直に申し上げれば、これの国々が日本に対して言うことについては、全般的に割り引いて受け止めていただきたいということでもあります。中国の場合、共産党と政府は、中国国民の正統な代表ではありません。中国共産党の自国民に対する正当性は、専ら歴史問題で日本を批判することです。このように、中国共産党は、自らの政治的な権力を維持するためには、日本を誹謗・中傷し続けること以外に選択肢はないのです。韓国と北朝鮮の場合には、社会全般が日本に対してかなり悪いパーセプションを持っているために、人々は、親日の姿勢を表すことが非常に難しい状況にあります。慰安婦問題は、2015 年 12 月の日韓合意によって最終的かつ不可逆的に解決されたわけですが、韓国政府は、依然として、その約束を果たそうとしておりません。主権国家としての韓国のモラルが深刻に問われる事態となっています。

最後に、国連人権高等弁務官事務所が、事務局としての中立性と公平性を保つために、今後、報告書を作る際などでは、適切な編集能力を発揮して頂ければ幸いです。

敬具

慰安婦の真実国民運動

代表 加瀬英明

不当な日本批判を正す学者の会

会長 田中英道